

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	前期末現在の 資本金等の額					
(ふりがな)						
経理責任者 氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税
特別法人事業税

※

事業税							道府県民税							
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	前事業年度の法人税割額 (33)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	②					00	
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③					00	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						この申告により納付 すべき法人税割額 (2)-(3)	④					00	
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						均等 割額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤					月	
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
特別業 法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰						この申告により納付 すべき道府県民税額 (4)+(6)	⑦						00
特別業 法人税 特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						この申告の期間							
予定申告税額 (9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(18)	⑲						前事業年度の期間							
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						通算親法人の事業年度 の期間							
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑													
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒													
備考														
関与税理士署名	(電話)													

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

		事業年度			法人名							
(事業税)	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細						前事業年度の法人税割額の明細						
	摘要		課税標準		税率 (100)		税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		⑳		
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業												
	所得割	所得金額総額	㉓	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法人税割額	㉔		
		所得金額	㉕			/				道府県民税の特定寄附金税額控除額	㉕		
	付加価値割	付加価値額総額	㉖	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		税額控除超過額相当額の加算額	㉖		
		付加価値額	㉗			/				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	㉗		
	資本割	資本金等の額総額	㉘	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等の額の控除額	㉘		
		資本金等の額	㉙			/				仮装経理に基づく法人税割額の控除額	㉙		
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業												
	収入割	収入金額総額	㉚	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	㉚		
		収入金額	㉛			/				納付すべき法人税割額 ㉔-㉕+㉖-㉗-㉘-㉙	㉛		
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業												
	所得割	所得金額総額	㉜	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ㉛-㉜-㉛	㉜		
		所得金額	㉝			/							
	付加価値割	付加価値額総額	㉞	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円					
		付加価値額	㉟			/							
	資本割	資本金等の額総額	㊱	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円					
		資本金等の額	㊲			/							
	収入割	収入金額総額	㊳	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円					
		収入金額	㊴			/							
	合計事業税額		㉕+㉗+㉘+㉛+㉝+㉟+㊲+㊴		㉕								
	事業税の特定寄附金税額控除額				㉕								
	仮装経理に基づく事業税額の控除額				㉖								
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額				㉗								
	納付すべき事業税額		㉕-㉕-㉖-㉗		㉕								
	㉔の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業											
		所得割	㉕	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	㉖	兆 十億 百万 千 円					
		資本割	㉘			収入割	㉛						
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
		所得割	㉜	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	㉞	兆 十億 百万 千 円					
		資本割	㊱			収入割	㊴						
	(特別法人事業税)	摘要		課税標準		税率 (100)		税額					
		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		㉓		兆 十億 百万 千 円		0.0					
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		㉛				0.0					
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		㉜				0.0					
		合計特別法人事業税額		(㉓+㉛+㉜)		㉓							
		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				㉖							
		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				㉗							
		納付すべき特別法人事業税額		㉓-㉖-㉗		㉓							